

令和8年度中小企業脱炭素経営強化促進事業 仕様書

1 業務名

令和8年度中小企業脱炭素経営強化促進事業

2 業務の目的

カーボンニュートラルの実現のためには、本県の企業数全体に占める割合が極めて高い中小企業において脱炭素経営を進めることが不可欠であるが、中小企業は大企業と比較して各種リソースに制約があり、取組が進みにくい。また、パリ協定が求める水準と整合した意欲的な温室効果ガス排出削減目標（SBT※）の設定や、具体的な排出削減計画・脱炭素経営ロードマップの策定等が有効であるが、中小企業にとってはこれらの取組のハードルが高い状況がある。

さらに、近年、企業活動においてはサプライチェーン全体での排出削減に向けた取組が求められており、こうした動向を踏まえて、サプライチェーンや業界団体等と連携して関連中小企業の脱炭素経営を支援するとともに、好事例をサプライチェーンや業界団体等において展開し、更なる底上げ、脱炭素化につなげることが求められる。

以上の背景を踏まえ、意欲ある県内の中小企業を対象に、SBTの認定取得や排出削減計画、脱炭素経営ロードマップの策定等を支援し、その成果を関連サプライチェーンや経済団体、業界団体等に事例展開するとともに、取組の進め方について広く情報発信するための成果報告会を開催することで、県内中小企業及び関連サプライチェーン等全体での脱炭素経営の底上げ、強化促進を図る。

※ SBT (Science Based Targets)

SBTは、パリ協定が求める水準と整合した、5～10年先を目標年として企業が設定する削減目標。

CDPやWWF（世界自然保護基金）等が共同で運営する国際イニシアチブが、企業の設定した削減目標を検証し、その目標が要求基準を満たしていればSBT目標として認定する。

SBT認定には、事業者の直接排出（Scope 1）及び電気等の使用に伴う間接排出（Scope 2）を対象とする「中小企業版」と、サプライチェーン全体の排出（Scope 1～3）を対象とする「通常版」がある。

3 業務内容

本業務の概要は以下のとおりとし、県と協議の上実施するものとする。

(1) 中小企業への脱炭素経営支援

県が募集・選定した県内の中小企業5社に対して、以下の支援を行う。なお、中小企業が本支援に応募する際には、関連するサプライチェーン下流の大企業や経済団体、業界団体等と共同での申請とする。

支援に際しては、中小企業はじめ関係者と丁寧にコミュニケーションを取りながら、現状や課題の把握に努め、必要な時間を確保して丁寧な支援に努めること。

① S B T の認定基準に合致した排出量削減目標等の設定支援

中小企業に対し、S B T の認定基準に合致した排出削減目標設定の支援を実施する。個別支援においては、アドバイザーを派遣し、温室効果ガス排出量の算定、中小企業版 S B T の認定基準に合致した温室効果ガス削減目標の設定の支援を行う。必要に応じて、メールや電話等によるフォローも適宜実施するものとする。

なお、支援の結果として、中小企業版 S B T の認定の取得、目標の達成は必須ではないが、本業務終了後、支援企業自らが温室効果ガス排出量の算定、温室効果ガス削減目標の管理ができるような工夫を行うこと。

ア 温室効果ガス排出量の算定支援

以下の項目について、支援を行うこと。

- ・提供データに基づく Scope1, 2 の算定
- ・提供データに基づいた Scope3 の 1 カテゴリ以上の算定（支援企業が希望しない場合は、この限りではない。）

※ 支援企業に対して算定に必要な活動量データの提供を求め、算定の支援を行うこと。但し、支援企業においてデータがそろわない場合などは、一部算出ができなくてもやむを得ないものとする。

イ 温室効果ガス削減目標の設定支援

アの算定結果を踏まえ、中小企業版 S B T の認定基準に合致した温室効果ガス削減目標の設定の支援を行うこと。

なお、支援の結果、支援企業が中小企業版 S B T の認定申請を行うこととなった場合は、申請の手続き等について可能な限りのサポートを行うこと。

② 排出削減計画策定・ロードマップ作成支援

①で設定した S B T 目標の達成に向け、事業所の省エネ診断を実施し、具体的な排出削減計画の策定を支援するとともに、脱炭素経営のためのロードマップ作成についても支援を行う。

ア 省エネ診断の実施

中小企業に対し、エネルギー管理士等の資格を有する専門技術者を派遣し、以下の内容による省エネ診断を実施する。原則、1 中小企業あたり 1 事業所を対象として診断を行う。

（省エネ診断の内容）

- ・支援対象事業者の事業内容及び事業所の概要把握
- ・事業所の主要設備の稼働状況及びエネルギー使用状況の調査

- ・事業者が脱炭素に取り組む上での課題の把握
- ・省エネ余地の診断（設備の条件設定、使用方法又は維持管理方法等の運用改善、設備の更新・導入、機能の追加等による省エネ余地）
- ・省エネ以外の温室効果ガス排出量削減余地の診断（エネルギー転換、再エネ導入等による削減余地）
- ・省エネ対策によるエネルギー使用量、コスト及び温室効果ガス排出量削減量の算定
- ・省エネ対策の実施に要する費用及び投資回収年数の算定（概算可）

イ 削減目標達成に向けた削減計画の策定支援

①で設定したSBT目標、アで実施した省エネ診断の結果等を踏まえ、考えられる排出削減対策を抽出し、3～5か年程度の中期削減計画の策定を支援すること。

なお、排出削減対策の抽出にあたっては、省エネ診断で抽出した対策に加えて、省エネ以外の対策や、将来的に適用が考えられる対策等を盛り込むことも可とする。

ウ 脱炭素経営ロードマップの作成支援

脱炭素経営に取り組むための社内方針や推進体制等の体制構築に係るコンサルティング支援を行い、上記①、②ア、イの支援内容と合わせて、脱炭素経営ロードマップとして整理・作成する。

なお、以上の一連の支援にあたっては、中小企業と密にコミュニケーションを取り、中小企業の現状や課題等を把握した上で支援すること。原則、1企業あたり4～5回程度訪問することとし、必要な時間を確保して丁寧に支援を行うこと。

支援対象となる中小企業の要望によっては、一部、オンラインでの対応とすることも可とする。

（２）関連サプライチェーン、業界団体等への展開

（１）の5社への支援事例ごとに、脱炭素に係る取組の進め方やポイント、想定される効果やメリット等について整理した事例紹介コンテンツを、それぞれ作成する。

コンテンツ作成にあたっては、支援対象の中小企業や共同申請したサプライチェーン、業界団体等とも調整の上、分かりやすく、支援後の有効な事例展開につながる内容で作成するものとする。

また、中小企業と共同申請したサプライチェーンや業界団体等と連携し、当該サプライチェーンや業界団体等に含まれる中小企業等に対して、作成した事例紹介コンテンツ等を活用して情報発信し、事例展開を行う。

(3) 成果発信会の開催

(1)、(2)の成果を踏まえて、中小企業や、各種サプライチェーン、業界団体等へ広く取組を普及促進するための成果発信会を開催する。

成果発信会は、原則、会場とオンラインの併催とし、会場使用料や講師への報酬、チラシ作成等の報告会に係る経費は全て受託者の負担とする。会場では50名以上、オンラインでは300名以上の参加者に対応できるものとする。オンラインでは有線でのホスト（共同ホストも可とする）を準備することとする。

中小企業や各種サプライチェーン、経済団体、業界団体等に対して、脱炭素経営の必要性や進め方、広め方、メリット等について効果的に伝え、広く効率的な展開につながる内容とすること。

(4) 報告書の作成

上記の成果をまとめ、報告書を作成すること。

4 業務実施計画書の作成

本業務の目的を理解し、業務を円滑に進めるため、契約締結後速やかに、業務の進め方やスケジュール、必要な専門知識を持つ専門技術者一覧等を記載した業務実施計画書を作成し、本県の承認を受けるとともに、検討段階ごとに本県と充分に協議、調整を行うものとする。

5 業務の委託期間

契約締結の日から令和9年3月29日（月）まで

6 成果品

本業務の成果品として以下を取りまとめて提出すること。

- (1) 報告書（印刷物） 2部
- (2) 報告書（電子媒体） 1式

※ 電子データには、報告書の印刷原稿の他、本業務の実施にあたり収集・作成した各種資料、図表・グラフ等のデータも格納すること。また、保存するデータ形式は、県が再利用できるものとする。

7 納入場所

愛知県環境局地球温暖化対策課

8 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか業務内容については、受託者の企画提案書のとおりとし、詳細は県と協議の上、決定する。ただし、県と協議の上、内容を変更する場合には、この限りではない。

- (2) 委託業務の開始から終了までの間、検討内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、事業実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、打ち合わせを定期的に行うなど、県その他の関係機関との連絡調整を密に行うこと。
- また、打ち合わせを行った場合は、その記録を作成し、速やかに提出、確認を受けること。
- (3) 業務の実施に当たっては、背景及び目的などを十分理解した上で、受託者から提案を行うこととし、県と随時協議の上、実施すること。
- また、必要に応じ、受託者の負担によりデータ・資料収集を行った上で、作業を実施すること。
- (4) 受託者は、県からの求めに応じ、指示する以前の日までの成果について随時報告をすること。
- (5) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (7) 成果物はすべて県の所有物とし、許可なく他に利用又は貸与等を行ってはならない。
- (8) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (9) 本業務に係る実地監査等が行われる際、受託者は協力すること。
- (10) 受託者は、業務完了後 5 年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項や疑義を生じた事項については、必要に応じて県と協議して決めるものとする。